

# 安全管理規程

十和田観光電鉄株式会社

平成24年 6月1日

平成25年 4月1日一部改訂

平成25年12月1日一部改訂

平成28年 6月1日一部改訂

# 目 次

第一章 総 則

第二章 輸送の安全を確保するための事業の運営方針等

第三章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制

第四章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法

## 第一章 総 則

(目 的)

第一条 この規程（以下「本規程」という。）は、道路運送法第22条の2の規定に基づき、輸送の安全を確保するために遵守すべき事項を定め、もって輸送の安全性の向上を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第二条 本規程は、当社の旅客自動車運送事業に係る業務活動に適用する。

## 第二章 輸送の安全を確保するための事業の運営方針等

(輸送の安全に関する基本的な方針)

第三条 社長は、輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、社内において輸送の安全の確保に主導的な役割を果たす。また、各現場における安全に関する声に真摯に耳を傾けるなど現場の状況を十分に踏まえつつ、社員に対し輸送の安全の確保が最も重要な使命であるという意識を徹底させる。

2 輸送の安全に関する計画の策定、実行、チェック、改善(Plan Do Check Act)を確実に実施し、安全対策を不断に見直すことにより、全社員一丸となって業務を遂行することにより、絶えず輸送の安全性の向上に努める。

3 輸送の安全に関する情報については、積極的に公表する。

(輸送の安全に関する重点施策)

第四条 前条の輸送の安全に関する方針に基づき、次に掲げる事項を実施する。

- 一 輸送の安全の確保が最も重要な使命であるという意識を徹底し、関係法令及び本規程に定められた事項を遵守する。
- 二 輸送の安全に関する費用支出及び投資を積極的かつ効率的に行うよう努める。
- 三 輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正又は予防措置を講じる。
- 四 輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情報を伝達、共有する。
- 五 輸送の安全に関する教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、これを適確に実施し、社員の資質の向上を図る。

(輸送の安全に関する目標)

第五条 第三条に掲げる方針に基づき、輸送の安全に関する目標を別に定める。

(輸送の安全に関する計画)

第六条 前条に掲げる目標を達成するため、輸送の安全に関する重点施策に応じ、輸送の安全を確保するために必要な計画を別に策定する。

### 第三章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制

#### (社長等の責務)

第七条 社長は、輸送の安全の確保に関する最終的な責任を有する。

- 一 社長は、輸送の安全に関し、予算の確保、組織体制の構築必要な措置を講じる。
- 二 社長は、輸送の安全の確保に関する安全統括管理者の意見を尊重する。
- 三 社長は、関係法令等の遵守と輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を、安全統括管理者を通じて社員に周知する。
- 四 社長は、輸送の安全に関する方針に基づく、輸送の安全に関する重点施策及び達成すべき目標及び計画策定に主体的に関与する。
- 五 社長は、運輸事業全体の安全管理体制の見直し（マネジメントレビュー）に主体的に関与する。

#### (社内組織)

第八条 次に掲げる管理者を選任し、輸送の安全の確保について責任ある体制を構築し輸送の安全を確保するための企業統治を的確に行う。

- 一 安全統括管理者
  - 二 運行管理者
  - 三 整備管理者
  - 四 その必要な責任者
- 2 輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統については、安全統括管理者が病気等を理由に本社に不在である場合や重大な事故、災害等に対応する場合も含め、別に定める組織図による。

#### (安全統括管理者の選任及び解任)

第九条 取締役のうち、旅客自動車運送事業運輸規則（以下「運輸規則」という。）第47条の5に規定する要件を満たす者の中から安全統括管理者を選任する。

- 2 安全統括管理者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該管理者を解任する。
- 一 国土交通大臣の解任命令が出されたとき。
  - 二 病気その他のやむを得ない事由により職務を引き続き行うことが困難になったとき。
  - 三 関係法令等の違反又は輸送の安全の確保の状況に関する確認を怠る等により安全統括管理者がその職務を引き続き行うことが、輸送の安全の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき。
- 3 安全統括管理者の選任及び解任に当っては、国土交通大臣又は東北運輸局長に届出書をもって届け出る。

(安全統括管理者の責務)

第十条 安全統括管理者は、次に掲げる責務を有する。

- 一 全社員に対し、関係法令等の遵守と輸送の安全の確保が最も重要な使命であるという意識を徹底させる。
- 二 輸送の安全に関し、その実施及び管理の体制を確立、維持する。
- 三 輸送の安全に関する方針、重点施策、目標及び計画を策定し、実施する。
- 四 輸送の安全に関する報告連絡体制を構築し、社員に対し周知を図る。
- 五 輸送の安全の確保の状況について、定期的に、かつ必要に応じ内部監査を行い、社長に報告する。
- 六 輸送の安全に関し、社長に対し必要な改善に関する意見を述べる等、事故防止その他の安全対策について改善措置を講じる。
- 七 各営業所の運行管理が適正に行われるよう、運行管理体制を統括する。
- 八 各営業所の整備管理が適正に行われるよう、整備管理体制を統括する。
- 九 輸送の安全の向上を図るため、社員に対して必要な教育又は研修を行う。
- 十 その他の輸送の安全に関する業務の統括を行う。

#### 第四章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法

(輸送の安全に関する重点施策の実施)

第十一条 輸送の安全に関する基本的な方針に基づき、輸送の安全に関する目標を達成すべく、輸送の安全に関する計画に従い、輸送の安全に関する重点施策を着実に実施する。

(輸送の安全に関する情報の共有及び伝達)

第十二条 社長又は安全統括管理者は、その他の関連する部署又は営業所長や運行管理者、整備管理者及び運転者との双方向の意思疎通を十分に行うことにより、輸送の安全に関する情報が適時適切に社内において伝達され、共有されるように努める。また、安全性を損なうような事態を発見したときは、看過、隠蔽することなく、直ちに関係部署に伝え、適切な対処策を講じる。

(事故、災害等に関する報告連絡体制)

第十三条 事故、災害等が発生した場合における当該事故、災害等に関する報告連絡出動体制は、別に定める組織図(別表1)のとおりとする。

- 2 事故、災害等に関する報告は、社長又は安全統括管理者は、社内の必要な部署に速やかに伝達されるよう報告連絡体制の構築に努める。
- 3 安全統括管理者又は社長は、報告連絡体制の周知を図るとともに、第一項の報告連絡体制が十分に機能し、事故、災害等が発生した後の関係部署の対応が円滑に進むような必要な指示、対応等を行う。

- 4 自動車事故報告規則（昭和二十六年運輸規則第百四号）に定める事故、災害等があった場合、報告規則に基づき、国土交通大臣へ必要な報告又は届出を行う。

（輸送の安全に関する教育及び研修）

第十四条 第五条の輸送の安全に関する目標を達成するため、必要となる人材育成のための教育及び研修に関する具体的な計画を別に策定し、着実に実施する。

（輸送の安全に関する内部監査）

第十五条 社長自ら又は安全統括管理者が指名する者を実施責任者として、安全マネジメントの実施状況等を点検するため、少なくとも一年に一回以上適切な時期を定めて輸送の安全に関する内部監査を実施する。また、重大な事故、災害等が発生したとき、同種の事故、災害等が繰り返し発生した場合、その他特に必要と認められるときは、緊急に輸送の安全に関する内部監査を実施する。

- 2 安全統括者は、前項の内部監査が終了した場合はその結果を、改善すべき事項が認められた場合は、その内容を速やかに社長に報告するとともに、輸送の安全の確保のため必要な方策を検討し、当面必要となる是正措置又は予防措置を講じる。

（輸送の安全に関する業務の改善）

第十六条 社長は、安全統括管理者から事故、災害等に関する報告、もしくは前条の内部監査の結果や改善すべき事項の報告があった場合、もしくは輸送の安全の確保のために必要と認められる場合は、輸送の安全の確保のために必要な改善に関する方策を検討し、是正措置又は予防措置を講じる。

- 2 悪質な法令違反等により重大事故を起こした場合、安全対策全般又は必要な事項において、現在よりもさらに高度の安全の確保のための措置を講じる。

（情報の公開）

第十七条 以下に掲げる輸送の安全に関する情報については、毎事業年度経過後100日以内に外部に対し公表し、その期間は次年度の公表を行うまでとする。

- ① 輸送の安全に関する基本的な方針
- ② 輸送の安全に関する目標及び当該目標の達成状況
- ③ 自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計
- ④ 安全管理規程
- ⑤ 輸送の安全のために講じた措置及び講じようとする措置
- ⑥ 輸送の安全に係る情報の伝達体制その他の組織体制
- ⑦ 輸送の安全に関する教育及び研修の実施状況
- ⑧ 輸送の安全に関する内部監査の結果並びにそれに基づき講じた措置及び講じようとする措置
- ⑨ 安全統括管理者に係わる情報

- 2 道路運送法第27条第2項の規定による、処分を受けたときは、輸送の安全の確保のために講じた改善措置及び講じようとする措置の内容について、国土交通大臣に報告した場合は、遅滞なく外部に対し公表し、その期間は、事由発生の日から3年間を経過するまでとする。

(輸送の安全に関する記録の管理等)

第十八条 本規程は、業務の実態に応じ、適時適切に見直しを行う。

- 2 輸送の安全に関する事業運営上の方針の作成にあたっての会議の議事録、報告連絡体制、事故、災害等の概要、安全統括管理者の指示、内部監査の結果、社長に報告した是正措置又は予防措置等を記録し、これを3年間保存する。
- 3 前項に掲げる情報その他の輸送の安全に関する情報に関する記録及び保存の方法は別に定める。

(附 則)

第十九条 本規程の改廃は、規程管理規程の定めるところによる。

- 2 本規程は平成24年 6月 1日より実施する。
- 3 本規程の運用細則は別に定めるところによる。

平成25年 4月 1日一部改訂  
平成25年12月 1日一部改訂  
平成28年 6月 1日一部改訂